

# PPP/PFI推進アクションプランの改定に向けての 論点等

令和8年3月11日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

# PPP/PFI推進アクションプランの改定に向けての論点等(1/2)

## 1. PPP/PFIの更なる活用促進に向けた検討

- 今の暮らしや未来への不安を希望に変える「強い経済」の実現に向けて、官民連携投資の一翼を担っているPPP/PFIを更に推進していくにはどのような取組を検討すべきか。
- 30兆円の事業規模目標について、これまでの進捗をどう評価すべきか。進捗状況や物価上昇等を踏まえてどのように見直すべきか。
- 事業規模については平成28年3月報告のとおり各事業方式について計上をしているが、近年、多様化しているPPPの事業手法についても計上していくべきではないか。インフラの老朽化の状況やPPP/PFI事業の実施状況等を踏まえ、どのような分野・事業を重点分野や新たな分野として推進すべきか。
- 公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用したPFI事業の更なる促進に向けてどのような取組を検討すべきか。

## 2. PPP/PFIにおける制度面の改善・推進に向けた検討

### ➤ 分野横断型・広域型PPP/PFIの推進

- 分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引を令和7年3月に公表したところであるが、更にどのような取組を検討すべきか。
- 広域型PPP/PFIの案件形成に向けて、地域プラットフォームをどう活用すべきか。
- 地域プラットフォームについては令和8年度までに全都道府県への展開を図ることとしているが、新たな目標が必要か。

### ➤ 優先的検討規程の策定の推進

- 人口5万人以上の市区町において優先的検討規程の策定を徹底していくため、指針や手引の見直しに加え、更にどのような取組が必要か。

# PPP/PFI推進アクションプランの改定に向けての論点等(2/2)

## ➤ 物価高騰等の事業リスクへの対応

- 近年、物価上昇への対応としてガイドラインの改正や既存契約の変更等に関する通知・事務連絡の発出を行っているところであるが、更にどのような取組を検討すべきか。
- 令和3年にPFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインを公表しているが、昨今の経済社会動向の変化もあり、新たに顕在化してきたリスクも見受けられる。今後当該ガイドラインの見直しを行う必要があるのではないか。

## ➤ 事後評価の推進

- PFI法施行から約25年が経過し、PFI法施行初期に実施したPFI事業の多くが期間満了を迎えつつある。事業期間満了の一定期間前には、事業評価等を実施し、当該事業における効果、課題等を明らかにするとともに、次期事業手法について検討していくことが望ましい。令和3年にPFI事業における事後評価等マニュアル、令和8年2月に事後評価等をホームページで公表している地方公共団体、事業を一覧化して、公表しているが、更にどのような取組を検討すべきか。

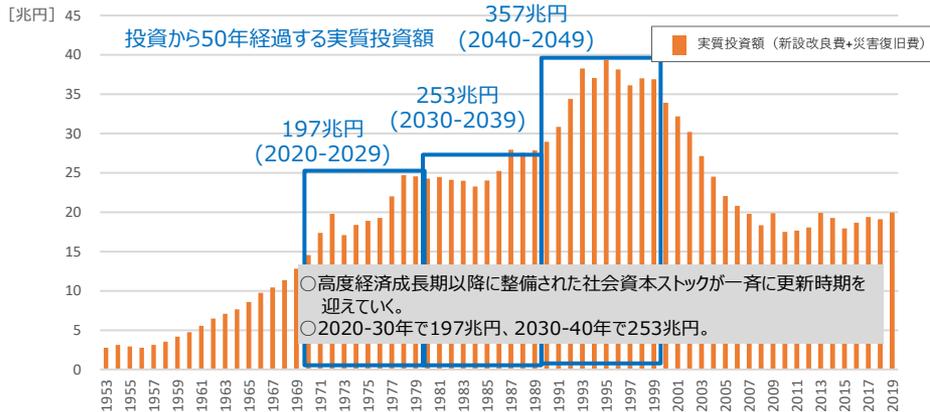
## ➤ その他

- 地方公共団体の事業において、民間資金を必要としない場合にも、事業者に対してSPC組成を義務付けている案件がある。また、民間資金活用のメリットを十分に理解せず、検討期間を短縮できる、公的資金のほうが金利負担が少ないという理由だけでPFI以外の手法を採用していると考えられる案件がある。民間資金活用やSPCの意義等をより明確にし、地方公共団体が事業手法の選択に当たって総合的な判断ができるよう整理し、周知していく必要があるのではないか。
- 足下の物価高騰や金利上昇により、民間金融機関だけではリスク許容が困難な案件が表面化し、PFI市場の不確実性が高まっている。加えて、インフラ老朽化対策の加速に伴い、ノウハウ不足等の課題に直面する地方公共団体や地域金融機関の支援ニーズがある中、アクションプランの目標達成に向け、PFI推進機構の機能を現下の課題に即していかに戦略的に重点化していくべきか。
- 特に地域におけるPPP/PFIを推進していくため、人材育成の観点から、地方公共団体職員等を対象としたセミナーの開催や専門家派遣等を行っているが、更にどのような取組を検討すべきか。

# (参考)社会背景について

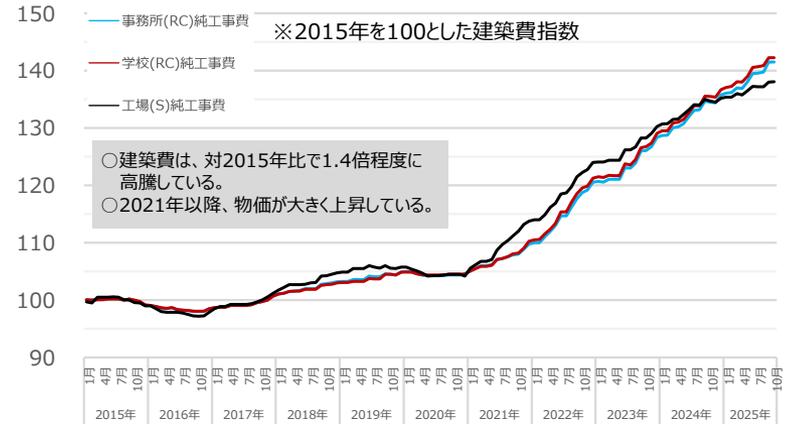
○財政状況のひっ迫、インフラ（社会資本）の老朽化、物価上昇、働き手の減少が進展する中、**少ない財源・人材でインフラ老朽化への対応が必要**である。

## 社会資本投資の推移



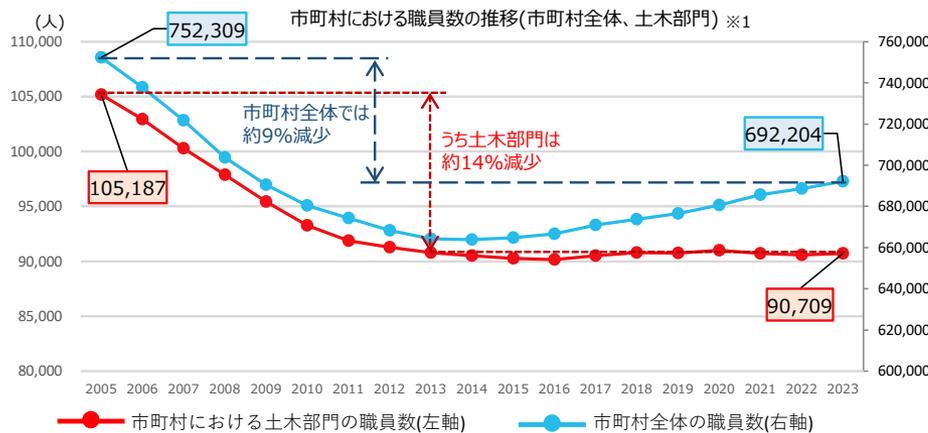
道路、港湾、航空、鉄道、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教施設、治水、治山、海岸、農林漁業、郵便、国有林、工業用水道、庁舎  
出典：「日本の社会資本2022（内閣府）」を基に内閣府PFI推進室作成

## 建設物価の上昇



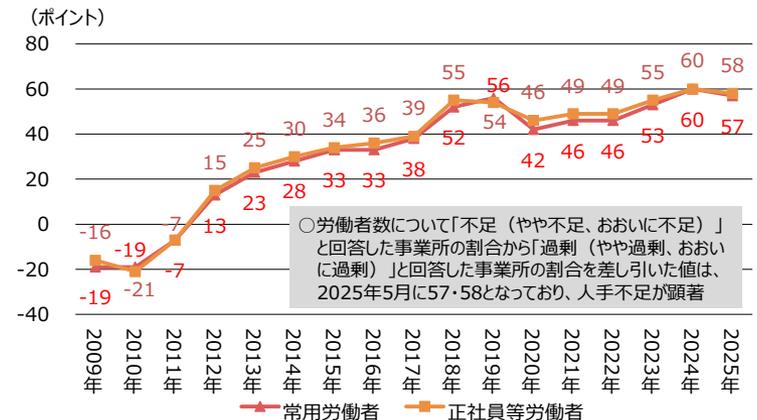
出典：一般財団法人 建設物価調査会「建築費指数統計表」を基に内閣府PFI推進室作成

## 市町村における職員数の推移



※1：地方公共団体定員管理調査結果より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。また市町村としているが、特別区含む。  
※2：技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

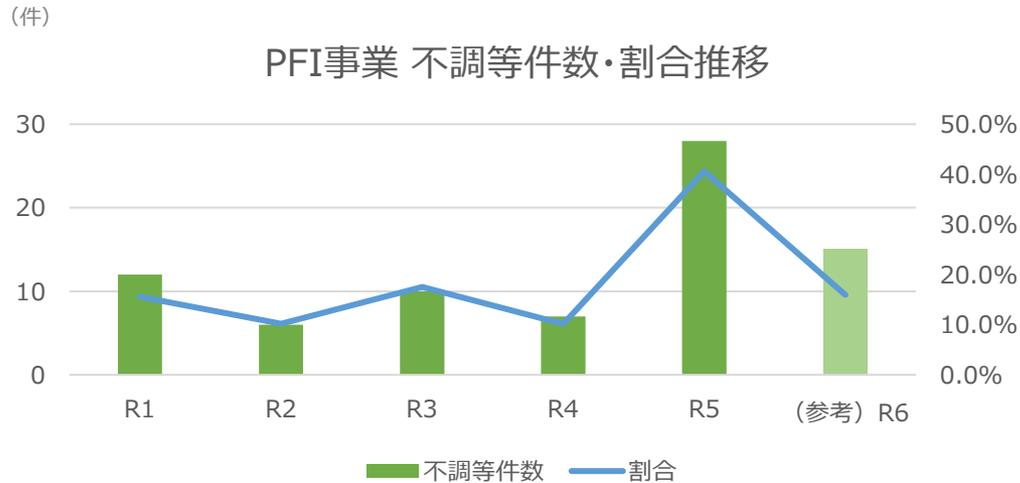
## 建設業の人手不足



労働者過不足判断D.I.の推移（建設業、2009年～2025年の各年5月調査）  
出典：厚生労働省「労働経済動向調査」よりを基に内閣府PFI推進室作成

# (参考)不調・不落實又は中止となったPFI事業数の推移

○令和元年度以降、不調・不落實又は中止となったPFI事業数の推移は以下のとおり。令和5年度に実施方針が公表された案件のうち不調等の割合は4割を超えている。



年度	件数	不調等件数	割合
R1	77	12	15.6%
R2	59	6	10.2%
R3	57	10	17.5%
R4	69	7	10.1%
R5	69	28	40.6%
(参考) R6	94	15	16.0%

出所：各種公知情報等より内閣府PPP/PFI推進室作成

※当該年度に実施方針が公表されたPFI事業のうち、その後、不調・不落實又は中止になったものを不調等件数としてカウント。

※令和6年度は、実施方針を出した案件（94件）のうち、7件が公募前・公募中（令和8年1月末日時点）であるため、参考値。

## (参考)対象事業の範囲(PPPの要件)

- アクションプランのPPPは、**その活用を通じて民間の役割を拡大するもの**とすることが適切であることから、公共施設の整備等を民間が実施する事業方式と公的不動産を活用する事業方式で次の3要件に該当するものとした。

### アクションプランのPPPの3要件

- ☑要件1：従来の官民の役割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること
- ☑要件2：協定等に基づき官民双方がリスクを分担すること
- ☑要件3：民間事業者が事業実施にあたり相当程度の裁量を有し、創意工夫を活かすことで、事業の効率化やサービスの向上を図れること

## (参考)対象事業の範囲(PPPの事業手法)

○ 3要件を踏まえ、PFI事業とPFI事業以外の次の事業を事業規模計上の対象とした。

**a.公共施設等の整備段階及び運営段階を民間事業者が担うもの：**

- ・BTO方式、BOT方式、BOO方式、RO方式
- ・DBO方式、ESCO事業

**b.公共施設等の整備段階を民間事業者が担うもの：**

- ・BT方式（民間建設買取方式）、民間建設借上方式
- ・特定建築者制度等（※ 市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度並びに特定事業参加者制度及び土地区画整理事業の業務代行方式について計上）

**c.公共施設等の運営段階を民間事業者が担うもの：**

- ・公共施設運営権方式、O方式
- ・指定管理者制度（※ 民間事業者が指定されモニタリング等が実施されている事業について計上）
- ・包括的民間委託制度（※ 下水道の包括的民間委託及び水道の第三者委託について計上）

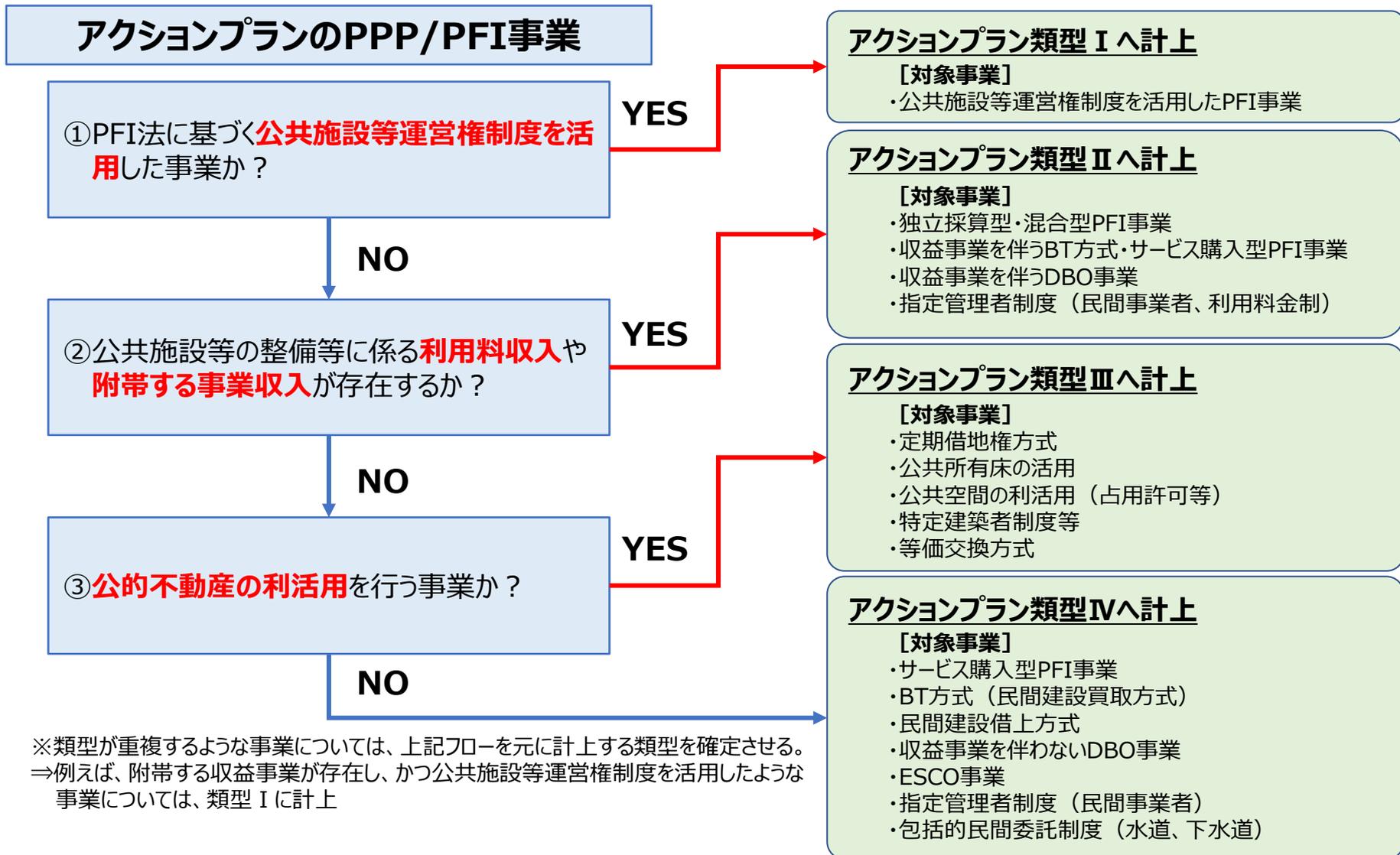
**d.民間事業者が公的不動産を活用した事業を提案して実施するもの：**

- ・定期借地権方式
- ・公共所有床の活用
- ・公共空間の利活用（占用許可等）
- ・公共建築物の利活用（空床の活用）
- ・等価交換方式

○ここに掲げられていない事業手法であっても、3要件に該当する事業方式はアクションプランのPPP/PFIとして計上する。

# (参考) アクションプラン類型 I ~ IVと事業手法の関係

○アクションプランの類型 I ~ 類型IVには、PPP / PFI の事業手法を次により当てはめている。



# (参考)分野横断型・広域型のPPP/PFIの必要性

- PPP/PFIの活用により、インフラ老朽化対策を効果的に進め、公共サービスの効率的・継続的な提供の実現につなげることを目指す。
- そのために、一層の財政削減、不足する自治体職員の補完、民間事業者の参入促進等の観点から、分野横断型及び広域型のPPP/PFIの活用促進が必要。

## PPP/PFIの活用によるインフラ老朽化対策の推進

### 社会課題

行政の限られた財源・人材

×

膨大なインフラの更新需要

→

公共サービス提供の限界

### 社会変革

【PPP/PFIの活用】  
民間の資金、人材、ノウハウ、  
経営能力の有効活用

×

【インフラの再構築】  
・更新時の施設統合  
・運営時の効率的な管理

→

公共サービスの効率的かつ  
継続的な提供の実現

## 分野横断型・広域型のPPP/PFIの考え方・手法

### PPP/PFIで考慮すべき視点

行政  
視点

一層の財政削減

技術系職員が不足する自治体での公共サービスの維持向上

民間  
視点

民間事業者の参入促進

### 対応の方向性

類似施設・共通業務の統合

自治体間の連携による業務の効率化・補完

ビジネス領域・規模の拡大

### 具体的手法（例）

- ・県と市の同種施設の共同整備・運営
- ・総務部門や窓口業務の統合
- ・都道府県がリードし、管内の市町村と連携
- ・一つの市町村がリードし、複数市町村で連携
- ・複数分野業務の一括発注
- ・複数自治体での共同発注

分野横断型の  
PPP/PFI

A市の  
他分野施設



A市の  
中核施設

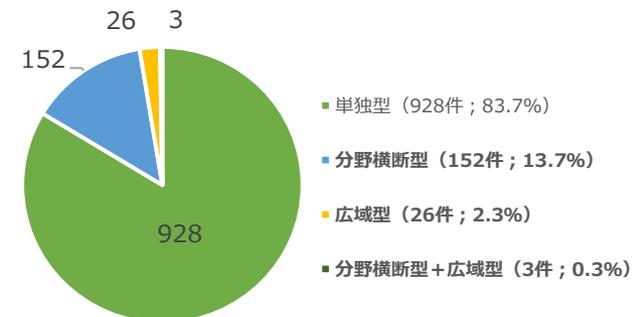


B町の  
小規模施設



広域型の  
PPP/PFI

## PFI事業における累積件数の内訳



出典：内閣府PFI推進室「PFI事業 基礎データベース」を基に作成。  
「PFI事業 基礎データベース」には、令和7年3月31日までに実施方針を策定している事業を掲載している。

# (参考)事後評価実施の背景・目的・必要性について

○PFI事業の事後評価等の実施は、以下の背景・目的・必要性がある。

■民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年）

三 P F I 事業の事後評価及び諸外国の事例も含めた課題分析を行い、今後の事業実施に活かすこと。

■PFI事業における事後評価マニュアル(令和3年4月)\*

## ①事後評価等の目的

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（通称 PFI 法）」（平成 11 年法律第 117 号）の施行から約 20 年が経過し、法施行初期に実施した PFI 事業の多くが期間満了を迎えつつあります。

事業期間満了の一定期間前には、適切に事後評価等を実施し、当該 PFI 事業における効果、課題等を明らかにするとともに、次期事業手法について検討する必要があります。

次期事業手法の検討にあたって、さらなる民間の創意工夫を活用することが有効な場合には、事後評価等の結果を踏まえつつ、PFI 等の手法を併せて検討していくべきであるものと考えます。

（当該マニュアルのP.2より抜粋）

# 事後評価等の実施状況に関するアンケート調査およびその結果について(1/4)

- 総務省と連名で実施している「PPP／PFIの実施状況・推進施策等に関する調査・検討業務」において、事後評価の実施に関する設問を設け、全ての地方公共団体に対し、以下のとおりアンケートを行った。

## 【調査概要】

- 時期：2025年5月19日(月)～6月20日(金)

- 対象：全ての地方公共団体

- 回答数：1,786団体

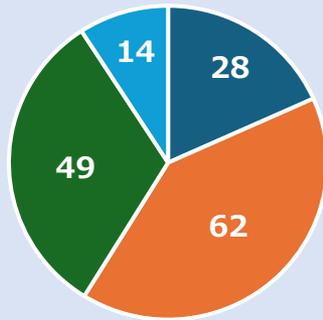
※なお、以下の主な調査項目のうち、②～⑦を回答した対象は、①令和6年度から令和10年度末までに契約満了のPFI事業があると回答した団体（146団体）。

- 主な調査項目

- ① 令和6年度から令和10年度末までに契約満了のPFI事業があるかどうか
- ② 事後評価の実施可否
- ③ 事後評価を実施しなかった、または実施しない理由
- ④ 事後評価を実施するために有効な支援は何か
- ⑤ 事後評価の実施体制について
- ⑥ 契約満了後の次期事業手法の検討状況について
- ⑦ 事後評価の公表状況について

# 事後評価等の実施状況に関するアンケート調査およびその結果について(2/4)

## ②事業の期間満了に際し、事後評価を行ったか



- ア 事後評価を実施した
- イ 事後評価を実施中、または実施予定である
- ウ 事後評価を実施していない、または実施の予定がない
- エ 実施したかどうか不明である

## ③事後評価を実施しなかった、または実施しない理由

※回答者：設問②で「ウ事後評価を実施していない、または実施の予定がない」と回答した団体のみ



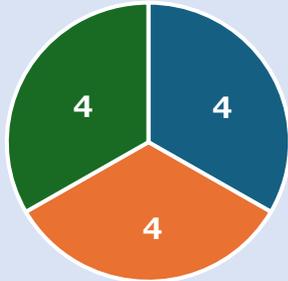
アンケートより得られた示唆等

- ✓ ②事業の期間満了に際し、ウ **事後評価等を実施していない、または実施の予定がない**、エ **実施したかどうか不明**という回答は**計63件、41.1%**の構成比となっており、**事後評価の必要性や効果等を示す必要があるのではないか。**
- ✓ ③事後評価を実施しなかった、または実施しない理由について、ア **事後評価制度を整備していないため**という回答が**最も多く、庁内制度の必要性が伺える。**

# 事後評価等の実施状況に関するアンケート調査およびその結果について(3/4)

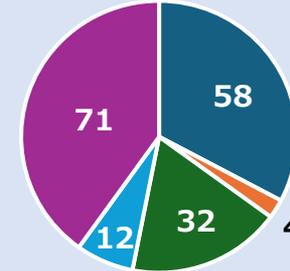
## ④ 事後評価を実施するために有効な支援は何か

※回答者：設問③でウ・エ・オを選択した回答した団体のみ



- ア 事後評価を行う専門家の派遣
- イ コンサルタント等への委託費用の補助
- ウ 事後評価結果の公表に係る情報提供

## ⑤ 事後評価の実施体制について



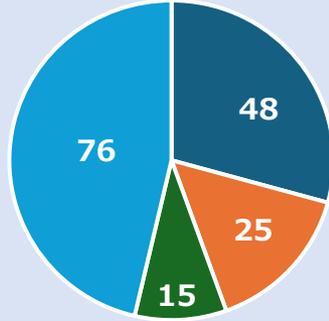
- ア 発注者の事業担当部局で検討
- イ 発注者の組織内で、部局を横断したプロジェクトチームを設置し、検討
- ウ コンサルタントに業務委託を行い検討
- エ 学識経験者等の外部専門家を含む委員会等を活用して検討
- オ 不明または未定

アンケートより得られた示唆等

- ✓ ④事後評価を実施するための**有効な支援**について特筆するものはないが、**専門家の派遣・コンサルタント等への委託費用の補助・情報提供、それぞれの必要性が伺える。**
- ✓ ⑤事後評価の**実施体制**について、**ア 発注者の事業担当部局で検討すると回答したものが最も多く**（58件、32.7%）、**ウ コンサルタントに業務委託を行い検討すると回答したものが次に多い**（32件、18.1%）。

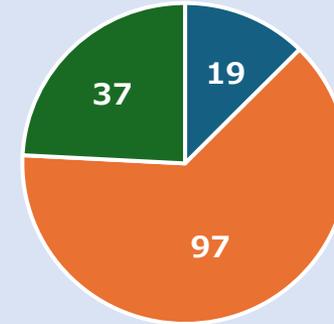
# 事後評価等の実施状況に関するアンケート調査およびその結果について(4/4)

## ⑥ 契約満了後の次期事業手法の検討状況について



- ア 庁内のみでの簡易検討を行った、または行う予定
- イ 優先的検討規程に従い詳細検討を行った、または行う予定
- ウ 優先的検討規程によらず詳細検討を行った、または行う予定
- エ 簡易検討、詳細検討のいずれも行っていない、または行う予定はない

## ⑦ 事後評価の公表状況について



- ア HP上で公表している
- イ 公表していない
- ウ 今後公表予定である

アンケートより得られた示唆等

- ✓ ⑥ 契約満了後の次期事業手法の検討状況について、**エ 簡易検討、詳細検討のいずれも行っていない、または行う予定はないという回答が最も多く（76件、46.3%）、契約満了後の次期事業手法検討の必要性や効果等を示す必要があるのではないか。**
- ✓ ⑦ 事後評価の**公表状況について、ホームページ上で公表**していると回答した地方公共団体は19団体（12.4%）。
  - 令和8年2月に**その地方公共団体、事業、ホームページのリンクを一覧\***化したものを内閣府にて公表。

※なお、複数回答、無回答を可能としており、理想的な回答数とは異なる。

\*PFI事業における事後評価等の公表一覧：[https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/jigohyoukato\\_list.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/jigohyoukato_list.pdf)

# アンケート結果を踏まえた追加ヒアリング調査およびその結果について(1/3)

○事後評価等を実施している団体向けには以下の質問をした。

項目	No.	質問
A-① 庁内制度	1	事後評価に係る庁内の制度について、策定している主体や仕組みについてご教示願います。
	1	事後評価を実施した事業について、事業ごとの、事後評価等（次期事業手法検討を含む）の実施スケジュールをご教示願います。 （次期事業手法検討も行っている場合は、その実施時期も合わせてご教示願います。）
A-② 事後評価を実施している団体が感じる課題	2	事後評価等（次期事業手法検討を含む）を実施する際に、参考にした情報・情報源があればお聞かせください。また、特に有用であった内容や場面をご教示願います。
	3	事後評価を実施した事業について、事業ごとの評価体制や、その評価体制とした理由をご教示願います。
	4	事業担当部局のみで事後評価を実施した場合や庁内横断のプロジェクトチームを組成して実施した場合、評価に必要なノウハウ面で感じた課題やその対応策をご教示願います。
	5	外部有識者を活用した検討委員会等を組成して実施した場合、外部有識者の確保にあたって感じた課題やその対応策をご教示願います。
	6	コンサルタントへ委託して実施した場合、委託費用の予算確保にあたって感じた課題やその対応策をご教示願います。
	7	コンサルタントへ委託して実施した場合、団体単独で実施可能な評価項目、コンサルタントへ委託する必要がある評価項目があればお聞かせください。
	1	事後評価を実施していない事業について、事業ごとの事業期間満了までのスケジュールをご教示願います。
A-③ 事後評価をしていない団体が感じる課題	2	事後評価を実施すべき・できれば実施したいと感じることがあれば、その目的や背景をお聞かせください。
	3	事後評価を実施していない・できていない理由として、事後評価に係る庁内の制度がないことが挙げられる場合、事後評価に係る庁内の制度を策定する・制度が策定されることへの課題等があればお聞かせください。
	4	事後評価を実施していない・できていない理由として、事後評価の方法が分からないこと（ノウハウ・リソース不足）が挙げられる場合、ノウハウ・リソースを確保することへの課題等があればお聞かせください。
	5	事後評価を実施していない・できていない理由として、事後評価を行う予算が確保できないことが挙げられる場合、予算を確保することへの課題等があればお聞かせください。
	6	事後評価を実施していない・できていない理由として、事後評価を行う体制や人員を確保できないことが挙げられる場合、事後評価を行う体制や人員を確保することへの課題等があればお聞かせください。
A-④ PFI事業における事後評価等マニュアルについて	1	内閣府の「PFI事業における事後評価等マニュアル」についての認知度・活用状況をご教示願います。
	2	その他、事後評価を実施する上で課題と感じることや、必要と思う国の支援等のご意見があればお聞かせください

# アンケート結果を踏まえた追加ヒアリング調査およびその結果について(2/3)

○事後評価等を実施していない団体向けには以下の質問をした。

項目	No.	質問
B-① 次期事業手法検討を行った団体の課題	1	次期事業手法検討を実施した事業について、事業ごとの検討体制をご教示願います。
	2	コンサルタントへ委託して実施した場合、委託費用の予算確保にあたって感じた課題やその対応策をご教示願います。
	3	コンサルタントへの委託以外の検討体制で実施した場合、その検討体制とした理由や、その体制で検討するうえで感じた課題・対応策をご教示願います。
B-② 次期事業手法検討行わなかった理由	1	次期事業手法検討を実施していない事業について、事業ごとの、決まった次期事業の事業手法と、次期事業手法検討を経ずに決まった経緯・背景をご教示願います。
	2	次期事業手法検討を実施していない・できなかった理由として、次期事業手法検討を行う予算を確保できないことが挙げられる場合、予算を確保することへの課題等があればお聞かせください。
B-③ 次期事業手法検討の課題	1	その他に次期事業手法検討を実施する上で課題と感ずることや、必要と思う国の支援等のご意見があればお聞かせください。
C-① 事後評価を公表した上での課題	1	公表するにあたって、民間事業者との間での調整における課題やその対応策をご教示願います。
C-② 事後評価を公表しない理由	1	事後評価結果を公表していない・できなかった理由をご教示願います。特に、公表する上で課題となっている事項があればご教示願います。
C-③ 事後評価の公表の課題	1	その他に事後評価結果を公表する上で課題と感ずることや、必要と思う国の支援等のご意見があればお聞かせください。
D-① その他	1	PFI事業の検討を行うにあたって、他PFI事業の事後評価結果を参考にすることにあたっての課題があればお聞かせください。
	2	一案として、事後評価結果の公表情報を探しやすくするデータベース等を整備することが考えられますが、データベース等への期待や要望、懸念があればお聞かせください。
	3	その他にPFI事業の推進・適正な実施に向け、感じている課題等のご意見があればお聞かせください。

# アンケート結果を踏まえた追加ヒアリング調査およびその結果について(3/3)

○ヒアリングから得られた示唆等のまとめは以下のとおり。次年度以降、順次対策を検討し、対応する。

大項目	小項目	ヒアリングから得られた示唆等
事後評価の実施の促進	庁内体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 担当者が事後評価等の必要性を認識したり、当該評価等に際して予算確保の庁内合意を得たりしやすくなるため、<b>事後評価に係る庁内制度があると事後評価の実施の促進につながる可能性がある。</b></li> <li>✓ 事後評価等の庁内制度の策定には余力がなかったり、そもそものPFI事業の少なさから事後評価等の必要性を感じていなかったりする団体も多く、庁内制度の策定を広めるには<b>策定支援等の施策や、事後評価の意義やメリット等の周知が求められる。</b></li> </ul>
	参考にする情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 内閣府にて令和3年に公表している「<b>PFI事業における事後評価等マニュアル*</b>」を参考にしている。</li> <li>✓ 自団体の他の評価事例を参考にしてしている例もあり、<b>他団体の事後評価に係る情報がほしい</b>というニーズはある。</li> </ul>
	外部有識者	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 専門性や客観性のために<b>外部有識者</b>は必要とされるが、その<b>確保にハードルを感じている団体</b>もあり、事後評価にも対応可能な<b>専門家派遣など外部有識者の確保を支援する施策が求められる。</b></li> </ul>
	コンサルタントへの委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上記の庁内制度と同様に事後評価に対しての委託費用の必要性を整理できるように、<b>事後評価の意義やメリットの周知が求められる。</b></li> <li>✓ 地方公共団体の負担が生じないこと庁内合意を図りやすいことから、事後評価の推進において、<b>事後評価に活用可能な補助制度等が求められる。</b></li> <li>✓ 他方で、委託費用の予算確保が難しい場合においても<b>コンサルタントへ委託せず対応可能なケースや、簡易に実施できる方法などの情報提供も求められる。</b></li> </ul>
	次期事業手法検討の実施の促進	参考にする情報
事後評価結果の公表の促進	公表内容の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地方公共団体と民間事業者との間で、公表する内容の調整に時間を要さないように、<b>事業の当初から要求水準書等で事後評価やその公表への協力を求めることを記載</b>ことが考えられる。</li> <li>✓ 具体的には、<b>最低限公表すべき範囲や公表内容のフォーマット</b>を、地方公共団体側が事前に想定し、民間事業者との公表内容の調整や事後評価・公表資料の作成を円滑化することも考えられる。</li> </ul>
その他	データベース	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PFI事業の検討において参考となるため、現状個別に公表するにとどまっている<b>事後評価結果をデータベース等の形で集約的に情報提供することが求められる。</b>*令和8年2月対応済</li> <li>✓ 施設カテゴリーや自治体規模等による検索のしやすさを鑑みると、事後評価結果についても<b>内閣府で従前より作成</b>している「<b>PFI事業 基礎データベース</b>」に追記する形での情報提供も考えられる。</li> </ul>

## 参考資料のリンク

- ✓ 民間資金等活用事業推進委員会 事業規模目標見直しプロジェクトチーム報告（平成28年3月15日）
  - [https://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/kaisai/iinkai/39kai/pdf/iinkai\\_shiryu\\_a3908.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/kaisai/iinkai/39kai/pdf/iinkai_shiryu_a3908.pdf)
- ✓ 分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引（令和7年3月）
  - [https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/manual\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/manual_index.html)
- ✓ 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（令和7年6月）
  - [https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin\\_index.html#y1000](https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin_index.html#y1000)
- ✓ PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について（令和6年1月・7月、令和7年3月・12月）
  - <https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/tsuutatsu/tsuutatsu.html>
- ✓ 物価変動への対応について（令和8年2月24日）
  - <https://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/kaisai/jigyous/16kai/pdf/iinkaishiryos/jsb1603.pdf>
- ✓ PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（令和3年6月18日）
  - [https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/risk\\_guideline.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/risk_guideline.pdf)
- ✓ PFI事業における事後評価等マニュアル（令和3年4月）
  - [https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual\\_jigohyoukato.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_jigohyoukato.pdf)
- ✓ 事後評価等をホームページで公表している事業一覧（令和8年2月27日）
  - [https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/jigohyoukato\\_list.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/jigohyoukato_list.pdf)